

令和5年12月清須市議会定例会会議録

令和5年12月20日、令和5年12月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部 長	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	三輪 好 邦
教育部 長	石黒 直 人
監査委員事務局 長	吉田 敬
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	辻 清 岳
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	吉野 厚 之
健康福祉部次長兼健康推進課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
人事秘書課 長	岡田 善 紀
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	藏城 浩 司
保険年金課 長	浅野 英 樹
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	佐藤 嘉 起
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	寺社下 葉 子
土木課 長	村瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 3 議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第10 議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について
- 日程第13 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第63号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案
- 日程第16 議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第17 議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第18 議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第19 議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第20 議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第21 議案第70号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第7号）案
- 日程第22 各常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 0名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年12月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、御報告いたします。

当局から提出されております日程第21に記載の議案第70号 令和5年度清須市一般会計補正予算(第7号)案につきましては、市長より提案説明を受けた後、担当部長より詳細説明を受け、質疑、討論の後、委員会付託を省略し、本日採決を行うことが、議会運営委員会において決定しております。

日程第1から日程第20までの案件につきましては、12月7日の本会議において、各常任委員会に審査を付託し、十分御審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は、発言席でお願いいたします。

最初に、11日に開催されました建設文教常任委員会の報告を野々部委員長より求めます。

野々部委員長。

< 建設文教常任委員会委員長(野々部 享君)登壇 >

建設文教常任委員会委員長(野々部 享君)

おはようございます。

議席12番、建設文教常任委員会委員長、野々部 享でございます。

令和5年12月定例会に上程されました議案のうち、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月11日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「指定管理者の新利用料金について今後どのように決定し、市民へ周知されるか。」との質問があり、当局は、「使用料の改定が議決された後、指定管理者から新利用料金の提案を受け、市長の承認を経て周知となります。その方法は、市及び指定管理者のホームページやSNSを利用いたします。」との答弁がありました。

委員より、「施設管理費と使用料の経費負担の割合について、市の方針として今回の改定比率が、今後も適用されるのか。」との質問があり、当局は、「改定時に施設管理に要する費用を基に算定していますので、固定された比率として適用しておりません。」との答弁がありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「優良宅地造成認定申請手数料等における近隣自治体の手数料は、幾らになっているか。」との質問があり、当局は、「近隣の自治体も愛知県の手数料条例に準じて、手数料を定めています。」との答弁がありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の主な内容は何か。」との質問があり、当局は、「自治体により、管理不全空家等の認定、空家等活用推進区域の指定などが可能となります。」との答弁がありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「工事内容の内訳は。」との質問があり、当局は、「設備工事としましては、EHP室外機・室内機の新設1億8,000万円、受変電設備及び非常用発電機更新1億2,400万円、建築工事といたしましては、外部屋根屋上防水工事8,200万円などとなります。」との答弁がありました。

委員より、「工事による休館の期間は。また、その期間は、全施設休館となるのか。」との質問があり、当局は、「設計段階では、プールの繁忙期後の令和6年9月から令和7年6月まで、全施設を休館とする予定であります。」との答弁がありました。

委員より、「今回の工事で、ガスヒートポンプを導入するのは何故か。」との質問があり、当局は、「災害時でもガスの供給が止まりにくい中圧Aを採用することとし、福祉避難所となる施設の空調に適しているためです。」との答弁がありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「債務負担行為の変更理由は。」との質問があり、当局は、「当初計画時には、今年度の工事出来高を40%と見込んでいましたが、昨今の社会情勢により、キュービクルなど部品調達ができず、今年度の出来高が10%の見込みとなったため、工事契約額の確定により、債務負担行為の金額を令和5年度は減額し、令和6年度及び令和7年度は増額します。」との答弁がありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分につきましては、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第63号 市道路線の認定及び廃止について、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案及び議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算

(第1号)案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当建設文教常任委員会に付託されました案件につきまして御報告申し上げます。
議長 (伊藤 嘉起君)

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんでしょうか。

(「なし」 の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質問もないようですので、野々部委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

次に、12日に開催されました総務常任委員会の報告を富田委員長より求めます。

富田委員長。

< 総務常任委員会委員長 (富田 雄二君) 登壇 >

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

議席7番、総務常任委員会委員長、富田雄二でございます。

令和5年12月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月12日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

使用料の経費負担について、委員より、「今回の改正により、受益者負担割合が2ポイント上昇したことについてどのように考えるか。」との質問があり、当局は、「基本方針に基づき、各施設に係る維持管理経費などを基に算出した結果であり、今回の新使用料も適切な額であると判断しています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「本市のラスパイレス指数についてどのように捉えているのか。」との質問があり、当局は、「今回の若年層のベースアップにより、高くなる可能性があると考えております。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「当初予算と今回の補正予算で、会計年度任用職員の人数が変わっているのは何故か。」との質問があり、当局は、「保育士の育児休業代替や欠員対応、商工振興事業に係る増員等によるものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴うものであるが、どのように変わったのか。」との質問があり、当局は、「新型インフルエンザ等対策本部から都道府県知事等に対する指示権は、これまで緊急事態宣言時等に限定されていましたが、今後は、新型インフルエンザ等対策本部設置の時から職員派遣を行うことができるように発動可能時期を前倒しされたものです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分について御

報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

元気な清須ふるさと応援費について、委員より、「現時点のふるさと納税の寄附額と件数は。」との質問があり、当局は、「11月末時点の実績で、寄附金額が約1億1,000万円、寄附件数は約6,300件となります。」との答弁でありました。

委員より、「この実績をどのように評価しているか。」との質問があり、当局は、「前年同時期と比較して、寄附金額が約3.5倍、寄附件数は約3倍となっており、返礼品の品目を増やしたことによるものと分析しています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、富田委員長、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

最後に、13日に開催されました福祉常任委員会の報告を山内委員長より求めます。

山内委員長。

< 福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）登壇 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

議席6番、福祉常任委員会委員長、山内徳彦でございます。

令和5年12月定例会に上程されました議案のうち、当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る12月13日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席の下、慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「ごみ袋の値上げについて、市民への周知はどのようにするのか。」との質問があり、当局は、「1月号広報から随時周知してまいります。」との答弁でありました。

委員より、「前回のごみ袋の値上げの際、ごみ袋が店舗からなくなったことがあるが、今回は対策をしているのか。」との質問があり、当局は、「前回のごみ袋の値上げの際に供給が滞った経験を踏まえ、今回は既に追加発注をし、準備を整えているところです。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「産前産後の保険税の減額方法について、8期の納期の間でどのように減額するのか。」との質問があり、当局は、「基本的に単胎妊娠の場合は、年税額から4か月の税額を引いた残りの税額を8期に分けて、納税通知書を送らせていただく予定です。」との答弁でありました。

委員より、「出産以降でも届出はできるのか。」との質問があり、当局は、「出産以降でも届出はできます。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分について御報告申し上げます。

当局より、議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「子育て応援に関する宣言をする理由と情報発信の内容は。」との質問があり、当

局は、「本市は、県内でも高い出生率を維持していますが、令和3年9月をピークに人口が減少に転じ始めたことから、人口減少に歯止めをかけ、清須市の一層の発展を図るために子育て応援に関する宣言を行うものです。また、情報発信の内容としては、現在実施している子育て支援施策情報の一元化を図り、新たに特設ホームページやリーフレットを作成するものです。」の答弁でありました。

委員より、「子育て応援に関する宣言の時期は。」との質問があり、当局は、「部局や課をまたいでいる子育て施策の情報を集約した後、本市での子育て施策が決まり次第、来年度の早い時期に宣言を行う予定をしています。」との答弁でありました。

以上が、主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の所管分については、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案の所管分、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案及び議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案については、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致により、原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当福祉常任委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、御質問はございませんでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、山内委員長、御苦労さまでございました。自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここで、あらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第58号に加藤議

員から反対討論が提出されております。

また、表決については、起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第50号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第51号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第52号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第53号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第54号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第55号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第56号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第57号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

この改定の大きな問題点は、現行の健康保険証を廃止し、申請交付であるマイナンバーカードなどに切り替えるとするもので、申告漏れや遅れから、国民皆保険の根幹を揺るがすものであるということです。

資格を有することを示す保険証を被保険者に届けることは、国、保険者の責務です。マイナ保険証も資格確認書も本人からの申請に応じた交付です。保険証を廃止して申請交付とすることは、国、保険者の責任放棄であり、国民皆保険制度を揺るがすもので認められません。

そもそも、マイナンバーカードの取得は、義務ではありません。保険証を人質に、マイナンバーカードの取得利用を強要することは許されません。マイナンバーカードを巡っては、誤って登録されていた公的情報は1万5,907件で、このうち健康保険証が8,695件と半数以上でした。医療機関で保険資格の確認にマイナ保険証が使用された比率は、毎月減りつつあり、今や全体の5%未満です。医療関係者らの危惧を無視して、マイナ保険証利用を強引に進めることはあってはなりません。

先日12月16、17日の両日に行われた共同通信の調査では、「保険証廃止を延期すべき」と「撤回すべきだ」が合わせて73.1%でした。プライバシー侵害が、現実の脅威として表れている状況下で、マイナンバーの利用範囲の拡大及び利用事務、情報連携事務の増大により、プライバシーの侵害の危険性を高め、マイナンバーカードの取得を事実上強制する方策を推進することは、プライバシー保護に逆行するものです。

よって、プライバシー保護を後退させ、マイナンバーカードの取得を事実上強制する要素を含む本条例案に反対するものです。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、討論を終結いたします。採決に入ります。

議案第58号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第59号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第60号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第61号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第62号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第63号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

採決に入ります。

議案第63号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第64号 清須市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第64号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第65号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第66号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第67号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第68号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

採決に入ります。

議案第69号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第70号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

市長より、提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日追加提案いたしました案件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第70号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第7号）案につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品などの物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の給付金を支給するとともに、市内の経済活性化に向けたプレミアム付商品券の発行を行うなど所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は6億1,418万6,000円を追加し、予算の総額は325億1,951万円となります。

詳細につきましては、担当から説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、日程第21、議案第70号について、総務部長より、内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第70号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、追加提出しました令和5年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第70号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,418万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億1,951万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月20日提出

清須市長 永田純夫

2 ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

1 1 款地方交付税、補正額1億7,303万7,000円の増額、1項地方交付税です。

1 5 款国庫支出金、補正額3億9,420万9,000円の増額、2項国庫補助金です。

1 6 款県支出金、補正額471万4,000円の増額、2項県補助金です。

1 9 款繰入金、補正額4,222万6,000円の増額、2項基金繰入金です。

3 ページを御覧ください。

歳出です。

2 款総務費、補正額9,503万4,000円の増額、1項総務管理費です。

3 款民生費、補正額4億30万6,000円の増額、1項社会福祉費と2項児童福祉費です。

7 款商工費、補正額1億1,884万6,000円の増額、1項商工費です。

1 0 款教育費は、財源の組替えです。

4 ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正の追加です。

7 款商工費、1項商工費は、この後、歳出で説明をする清須げんき商品券発行事業について、国の総合経済対策に呼応して、事業効果の早期発現を図る目的で、令和6年5月に予定する商品券発行の準備を速やかに進めることとするため、予算計上額1億1,884万6,000円のうち1億1,773万2,000円については、商品券発行年度の令和6年度に繰り越します。

それでは、次ページを御覧いただき、ここからは、一般会計補正予算（第7号）に関する説明書となります。

少し飛びますが、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

1 1 款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億7,303万7,000円の増額、1節地方交付税です。

説明欄を御覧いただきまして、令和5年度普通交付税の再算定に伴い、臨時経済対策費として、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要となる経費の一部が、令和5年度に限り措置されたこと及び臨時財政対策債償還基金費として

令和6年度と令和7年度の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費として措置されたことなどに伴う普通交付税の増額です。臨時財政対策債償還基金費は9,503万4,000円、この分につきましては、全額減債基金に積立てをします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3億9,390万9,000円の増額、1節総務管理費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の新規計上です。この後、歳出で説明をする物価高騰緊急支援給付金事業、保育所等給食費軽減対策支援事業及び清須げんき商品券発行事業の3事業に充当し、当初予算で計上した学校給食、保育園給食の原材料の価格高騰に係る公費負担分の一部については、それぞれ財源組替えをします。

なお、物価高騰緊急支援給付事業に係る本補正での計上額は、7割の概算交付となっています。残りの3割は、事業終了後精算されます。

2目民生費国庫補助金、補正額30万円の増額、1節社会福祉費補助金と2節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、それぞれこども政策推進事業費補助金、歳出で説明をする性被害防止対策支援事業に充当する特定財源です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額471万4,000円の増額、2節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、保育所等給食費軽減対策支援金です。この後、歳出で説明をする保育所等給食費軽減対策支援事業に充当する特定財源です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額4,222万6,000円の増額、1節基金繰入金です。

説明欄を御覧いただきまして、本補正予算で不足する財源について、財政調整基金から繰り入れるものです。本補正後の財政調整基金の現在高は、22億5,361万9,000円となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額9,503万4,000円の増額、24節積立金です。

説明欄を御覧いただきまして、歳入で説明をした地方交付税の一部、臨時財政対策債償還基金

費については、その目的に沿って減債基金に積み立てます。本補正後の減債基金の現在高は、9億93万5,000円となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額3億9,278万5,000円の増額、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、物価高騰緊急支援給付金（2期分）の給付事業の新規計上です。

令和5年11月29日に成立した国の補正予算、総合経済対策を受け、物価高騰の影響を特に受ける住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の物価高騰緊急支援給付金を支給するものです。

基準日、令和5年12月1日において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯約5,450世帯が、支給対象となります。ただし、住民税が課税されている者の親族のみからなる世帯を除きます。

給付に要する手続は、まず口座情報を把握済みの世帯、前回3万円の支給を受けた世帯約4,800世帯は、完全プッシュ型で、1月中旬に支給通知書を送付し、口座変更や辞退がなければ1月下旬に給付金を支給します。

次に、口座情報がない世帯、前回未申請の世帯約600世帯は、プッシュ型で、1月中旬に確認書と返信用封筒を送付します。その確認書を返信いただき、内容の確認ができましたら1月下旬から給付金を支給します。

最後に、令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯約50世帯は、申請型で、受付窓口にて課税情報が確認できる書類を添付した申請が必要となり、申請の受付を1月下旬から給付金を支給します。1月中旬から市ホームページ等で周知し、広報清須での周知は2月頃を予定しています。

また、申請等の対応は、1月中旬から3月15日まで、南館1階に受付窓口及びコールセンターを設置する予定です。

なお、この事業は、歳入で説明をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当します。

2目障害者福祉費、補正額7万5,000円の増額、18節負担金、補助及び交付金です。

説明欄を御覧いただきまして、障害児相談支援事業所性被害防止対策支援金の新規計上です。歳入で説明をしたこども政策推進事業費補助金を活用し、障害児相談支援事業所を対象に、性被害防止対策のための設備等の導入費用に対する支援を行います。対象施設は、申請の意向があった市内の事業所1か所です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額744万6,000円の増額、18節負担金、補助及び交付金です。

説明欄を御覧いただきまして、上段は、保育所等給食費軽減対策支援金の増額、707万1,000円の増額です。歳入で説明をした愛知県の保育所等給食費軽減対策支援金を活用し、10月以降も引き続き民間の保育所等の給食費を支援し、物価高騰に直面する事業者や保護者の負担軽減を図ります。

補助対象は、市内の認定こども園3園と小規模保育事業所4園で、児童一人1食当たり100円を上限に支援します。

なお、この事業には、歳入で説明をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当します。

下段は、保育所等性被害防止対策支援金37万5,000円の新規計上です。この事業も先ほどの事業で説明をしたこども政策推進事業費補助金を活用し、保育所等を対象に、性被害防止対策のための設備等の導入費用に対する支援を行います。対象施設は、申請の意向があった市内の認定こども園2園と小規模保育事業所3園です。

3目保育所費、こちらは財源の組替えです。当初予算で計上した保育園給食の原材料の価格高騰に係る公費負担分の一部、一般財源400万円分について、歳入で説明をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に組み替えるものです。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額1億1,884万6,000円の増額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、清須げんき商品券発行事業、平成6年度事業の新規計上です。

エネルギー、食料品の価格高騰の影響を受ける市民の消費を下支えするため、令和6年度も清須げんき商品券を発行します。

また、世帯で均等に購入可能な1次販売を促進し、中小零細事業者の中でも、商品券利用による誘客など自助努力を行うマル得店舗を重点的に支援します。

利用期間は、令和6年5月1日から12月31日まで、プレミアム率は30%で、販売額は1冊5,000円、券面額は1冊6,500円、500円券×13枚です。

ただし、1次販売のみ利用店舗に制限のあるマル得店舗専用商品券1冊につき1枚500円を進呈しますので、プレミアム率は40%となります。

販売方法ですが、まず1次販売は、購入引換券を広報5月号に同封し、1世帯2冊まで、市内

郵便局での販売を予定しています。同時に、2次販売は、往復はがきによる応募を受け付けます。1世帯1回までで、1次販売開始日から6月中旬にかけて行い、1次販売の残冊数及び2次販売の応募世帯数に応じて、販売上限冊数を決定し、往復はがきに印刷した購入引換券を返送します。2次販売についても市内郵便局を予定しています。

なお、この事業は、歳入で説明をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当します。

また、第2表 繰越明許補正でも説明をしましたが、1億1,773万2,000円は、商品券発行年度の令和6年度に繰り越します。

12ページ、13ページを御覧ください。

10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、こちらは財源の組替えです。当初予算で計上した学校給食の原材料の価格高騰に係る公費負担分の一部、一般財源1,600万円分について、歳入で説明をした物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に組み替えるものです。

議案第70号の説明は以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

それでは、日程第21、議案第70号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

加藤です。

今、今年度の一般会計補正予算が新たに出された御説明をいただきました。特に、重点支援地方交付金についてお伺いするわけですが、今回、本市は、主にげんき商品券の事業を行うということで、今回予算が組まれたわけであります。

交付金による支援の効果が、当該生活等に直接及ぶ事業ということで、国の方も、今回、重点支援地方交付金のメニュー事業等も示されたわけでありますが、本市は、あえてげんき商品券を主に選ばれたわけですが、地域の実情に応じ、きめ細やかな取組を検討くださいと国のほうから来ておったわけですが、今回プレミアム率も非常に本市は高いわけで、私もこの実

情の中、新たに聞きたいわけですが、この選ばれた、検討された中身について、先ほど経済活性化ということは言われたんですが、きめ細やかな地域の実情に応じて、どういう検討をされて、げんき商品券を発行することにしたのかということをお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市長（永田 純夫君）

今回、地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム商品券を採用することにいたしました。それで、今年度は、あと残り3か月しかないということと、それから今、同じ補正予算で、住民税非課税世帯の方には7万円の給付をさせていただくということが決まりました。生活が苦しいのは、低所得者の方だけではないというふうに考えておきまして、できるだけ多くの方に恩恵が行くような形、それから、市内の中小企業の方にも恩恵が行くような形というふうに考えますと、市内で使えるげんき商品券を活用した活性化事業を、年度を超えるんですけども、年度を超えたできるだけ早い時期に行ったほうが効果的だろうということで、今回プレミアム商品券を採用したということですので、よろしくお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今日、担当の課長も出てみえるので、あえて少しお聞きしたいわけであります。

この間、毎年、このげんき商品券を発行されて、市内で多くの方が利用されておられるわけであります。販売総数も今回も6万冊ということであります。この間、見ると、5万6,988冊とか5万8,788冊という販売総数であります。さらに、国の方が今、未使用の使用券額、これについても、きちっと把握して、国の方に返金しなさいよということでいろいろ言われておるわけですが、今現在、5年度にも行われておるわけですが、新たに6年度、事業を取り組む上で、今まで毎年やられてきた経験も踏まえて、何か考えてみえることがあるのかどうか、そして、5年度の今、実績はどんな状況なのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。梶浦産業課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課長の梶浦でございます。

議員のおっしゃられました御質問について答弁させていただきます。

現在、令和5年度の商品券を販売しております。まず、その現況から申し上げますと、販売冊数としましては、現在5万8,754冊の販売をしております。

利用率については、まだ利用期限が来ておりませんので、お答えできかねますけども、令和4年度の方まで御報告を申し上げますと、令和4年度につきましては、換金総額が3億8,237万4,000円ほど市内に出回っております。その中におきまして、未使用分どうしても出てきてまいります。一旦購入されて、その後も使い忘れ等がありましたけども、その額が249万4,000円という数字になっております。この数字につきまして、おおむねこの程度のレベルが、令和3年度も同じような数字が出ておりまして、多いか低いか、他市町の状況が分かりませんが、99.75%の方が、しっかりと使われているというところで報告をさせていただきます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

しっかりやられていると思いますし、今回、急にこういう事業をまた引き続きやるということで、今までのノウハウもあるわけですけれども、物価高騰を受けた市民の皆さんが、生活者の皆さんが、この事業を通じて、事業の目的がきちっといかされるように、更に引き続いて頑張りたいということをお願いしておきます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

ほかに。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第70号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (伊藤 嘉起君)

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、各常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、各常任委員会の委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申出がありました。

このことについて、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年12月清須市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり御審議いただき、大変御苦労さまでございました。

(時に午前10時31分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月20日

議 長 伊 藤 嘉 起

署名議員 小 崎 進 一

署名議員 飛 永 勝 次